

事務所だより 9月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel：090-7490-7396

Fax：0797-78-6488



台風ではなく、これは汗です(^_^;)



仲秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

お盆の間にちょうど台風に見舞われました。最初の予報では、関東の方に抜けていくのかと思いましたが、だんだん近畿の方に向きを変えて、近畿縦断となりました。皆様のところは被害はなかったでしょうか。5年前の台風では、川が溢れて床下浸水もありましたし、防波堤にコンテナが乗り上げました。その時よりマシでしたが、台風が大きく強くなっているように思います。

さて、いよいよ10月がやってきます。10月1日から芦屋市は有料ゴミ袋でないと、ゴミ収集がされなくなります。お隣の西宮市は、分別も徹底されていて「すごい」と感心するとともに「大変だなあ」とも思っていました。が、いよいよ芦屋でも開始です。

いやいや、10月1日からはゴミではなく、悪魔の制度が始まります。日本版インボイス制度です。皆様のところは準備ができていますでしょうか。この1年間、インボイス制度について内容と注意点を記事にしてきましたが、恐らく実感はないでしょうね。1年経って事務作業の煩雑さ、消費税の納税額の増加、それを経験して初めて「これは大変だ」と実感するのでしょうか。

まずは売上について「適格請求書」を作ってください。次に受け取る請求書や領収書について「適格請求書発行事業者登録番号（登録番号）」の記載があるかどうか確認です。この「登録番号」がない場合、早急に「適格請求書発行事業者」になるかどうか確認してください。相手先が「適格請求書発行事業者」ならない場合、消費税の仕入税額控除ができませんので、消費税の納税額が増えます。支払先との金額交渉が必要になるかもしれません。事務処理、経理処理を下記のフローチャートでご確認ください。



ポリ袋いっぱいの落ち葉でした。



雨で削られたのか、道が陥没しています。

☆ お知らせ（2023年9月の税務）

期 限	項 目
9月11日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月2日	7月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	1月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヶ月分） ＜消費税・地方消費税＞

☆ 日本版インボイス制度が始まります

いよいよ、日本版インボイス制度が始まります。仕入先が「適格請求書発行事業者」としての登録をしているかどうか、確認中だと思います。改めて、仕入先が登録していない場合の検討をしたいと思います。また、適格請求書の事務処理についてのフローチャートも載せました。

● 仕入先が登録していない場合の対応の検討

課税仕入であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者から行った課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。

したがって、仕入先が適格請求書発行事業者であるか否かで、仕入に係る費用の額が変わってくるということです。適格請求書発行事業者からの仕入については、取引総額「本体価格＋税」のうち「＋税」部分は、消費税の申告を通じて売上に係る消費税額から控除されて精算されます（消費税の納税額が減ります）。しかし、適格請求書発行事業者以外からの仕入については、控除できない税額は買手の費用になりますが、その分消費税の納税額が増えることになります。

これは、消費税等を外税として支払っていた場合だけでなく、消費税等を明示せずに支払っていた場合にも生じる問題です。例えば、下記の表のような取扱いになります。

この表の内容を踏まえて、買手は、「売手が適格請求書発行事業者なのか否か」を確認したうえで、売手との間で取引の価格を確認する必要があると生じます。また、仕入先の選定に当たって、適格請求書発行事業者でない者を後回しにするという判断もあるでしょう。

取引の見直しについては、独占禁止法又は下請法に配慮してください。公正取引委員会のQ Aでも「売手が適格請求書発行事業者でないことによる取引条件の変更」について注意喚起されています。とは言え、買手としては明らかに負担が増えます。会社として、どういう方針を取るのか、決めておく必要があります。

■11万円（本体価額10万円＋消費税等相当額1万円）の支払いを継続する場合（消費税という考えはなく、11万円の売上、仕入）

売手・買手	区分記載請求書等保存方式（今まで）	インボイス制度	影響
売手（免税事業者）	売上11万円 ⇒消費税等相当額も売上になる	売上11万円 ⇒消費税等相当額も売上になる	利益の影響なし 消費税の影響なし
買手（課税事業者）	仕入10万円＋消費税1万円 ⇒消費税等1万円は仕入税額控除できる	仕入11万円＋消費税0 ⇒仕入税額控除できない。消費税等相当額が追加費用になる	利益が1万円減少 消費税の納税額が1万円増加

■11万円から10万円の支払いに変更する場合（消費税相当額は支払わない）

売手・買手	区分記載請求書等保存方式（今まで）	インボイス制度	影響
売手（免税事業者）	売上11万円 ⇒消費税等相当額も売上になる	売上10万円（10万円に変更） ⇒消費税等相当額の売上がなくなる	利益が1万円減少
買手（課税事業者）	仕入10万円＋消費税1万円 ⇒消費税等1万円は仕入税額控除できる	仕入10万円（10万円に変更）＋消費税0 ⇒仕入税額控除できない。消費税等相当額を支払わない	利益は影響なし 消費税の納税額が増加

※ 免税事業者からの課税仕入れについて、2026(令和8)年9月30日まではその80%を、その後、2029(令和11)年9月30日まではその50%を仕入税額控除の対象とする特例が設けられています。上記の事例は、この経過措置が終了した時点での影響です。

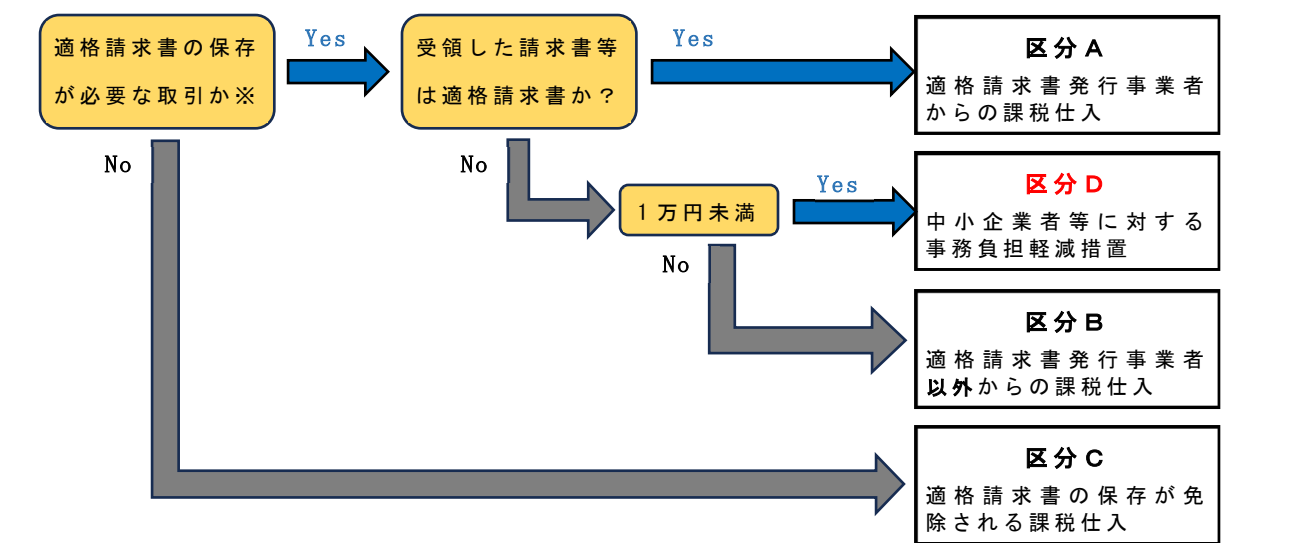
●インボイス制度判定フローチャート

◎区分による処理の方法

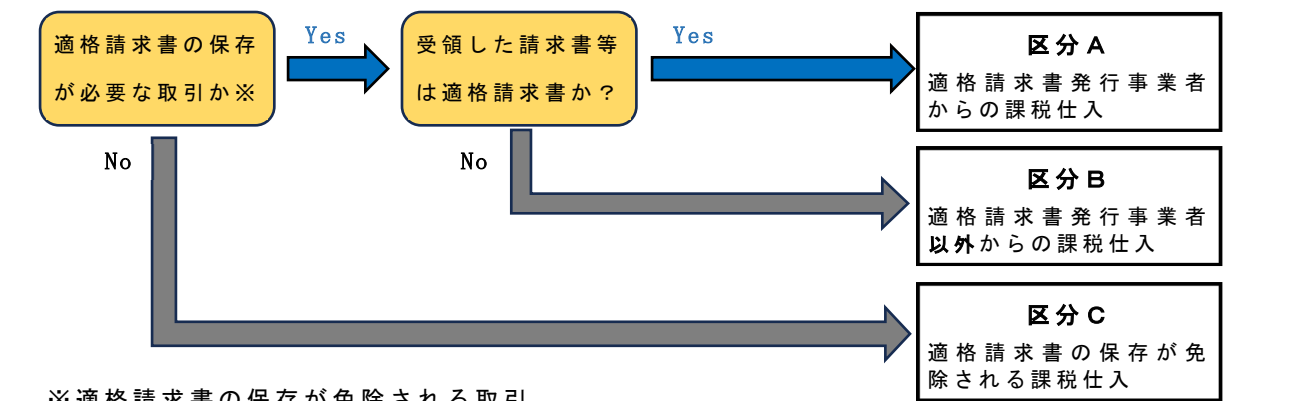
- ・区分A → 適格請求書を保存し、適格請求書を保存している旨を帳簿に記載。今まで通り消費税の仕入税額控除をする。

- ・区分B → 適格請求書発行事業者以外からの仕入である旨を帳簿に記載。消費税の仕入税額控除はできず、消費税の納税額が増える。
- ・区分C → 適格請求書の保存が免除される旨を帳簿に記載。適格請求書の保存がなくても、帳簿に記載することで消費税の仕入税額控除ができる。
- ・区分D → 基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者で、納品書や請求書ごとの税込の記載金額の合計額が1万円未満であれば、その旨を帳簿に記載することで、適格請求書の保存がなくても消費税の仕入税額控除ができる。ただし、2029年9月30日までの特例。

＜基準期間の課税売上高が1億円以下等に該当する場合＞



＜基準期間の課税売上高が1億円未満等に該当する場合＞



※適格請求書の保存が免除される取引

- ・従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費等
- ・3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ・3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等 など

適格請求書の保存が必要なだけでなく、仕入税額控除において帳簿への記載が必要な場合もあります。帳簿への記載がない場合、仕入税額控除ができませんので消費税の納税額が増えてしまいます。